

各位

市民病院総務課

個人番号（マイナンバー）の収集について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、住民票を有する全ての方に1人1つの個人番号（以下、マイナンバー）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

今後、職員の皆さまの源泉徴収票作成事務、給与支払報告書作成事務、健康保険・厚生年金届出事務、財形貯蓄届出事務などの手続きを行うためにマイナンバーが必要となりますので、下記の利用目的をご一読のうえ、通知カードの写しまたは個人番号カードの写しをご提出ください。

あわせて、「扶養控除等（異動）申告書」のマイナンバー欄（所得税額表乙欄適用の方は、「個人番号（マイナンバー）の提供届」の本人欄のみ）への記載をお願いします。

個人番号(マイナンバー)利用目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「マイナンバー法」という。)に定める個人番号(以下、「マイナンバー」という。)の運用開始にあたり、医療局病院経営本部、市民病院および脳卒中・神経脊椎センターでは、職員の皆様および皆様の扶養家族のマイナンバーを、以下の事務手続きに利用いたします。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 源泉徴収作成に関する事務 | (2) 給与支払報告書作成に関する事務 |
| (3) 健康保険の届出に関する事務 | (4) 厚生年金の届出に関する事務 |
| (5) 雇用保険の届出に関する事務（※） | (6) 財産形成貯蓄の届出に関する事務 |

※…雇用保険事務の利用は嘱託・臨時職員であり、正規職員は対象ではありません。

なお、上記事務手続きを行う担当課は下記の通りとなります。

一般職員 … 医療局病院経営本部人事課
非常勤職員（会計年度任用職員）… 市民病院総務課

市民病院総務課職員係

電話：045-534-3609（直通）

●一次検査

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 診察
- ④ 身長
- ⑤ 体重
- ⑥ 腹囲
- ⑦ 視力及び聴力（1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係る聴力をいう。）
- ⑧ 胸部エックス線検査（間接撮影）
- ⑨ 血圧測定
- ⑩ 血液検査（血色素量、赤血球数、白血球数、ヘマトクリット値）
- ⑪ 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- ⑫ 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）
- ⑬ 血糖検査
- ⑭ 尿検査（糖、蛋白）
- ⑮ 心電図検査

●二次検査

- ①尿沈査（蛋白が+以上の者に一次検査の検体を使用して実施）
- ②HbA1c（血糖検査の結果が120mg/dl以上の者に実施）
- ③胸部エックス線直接撮影（デジタル撮影可）

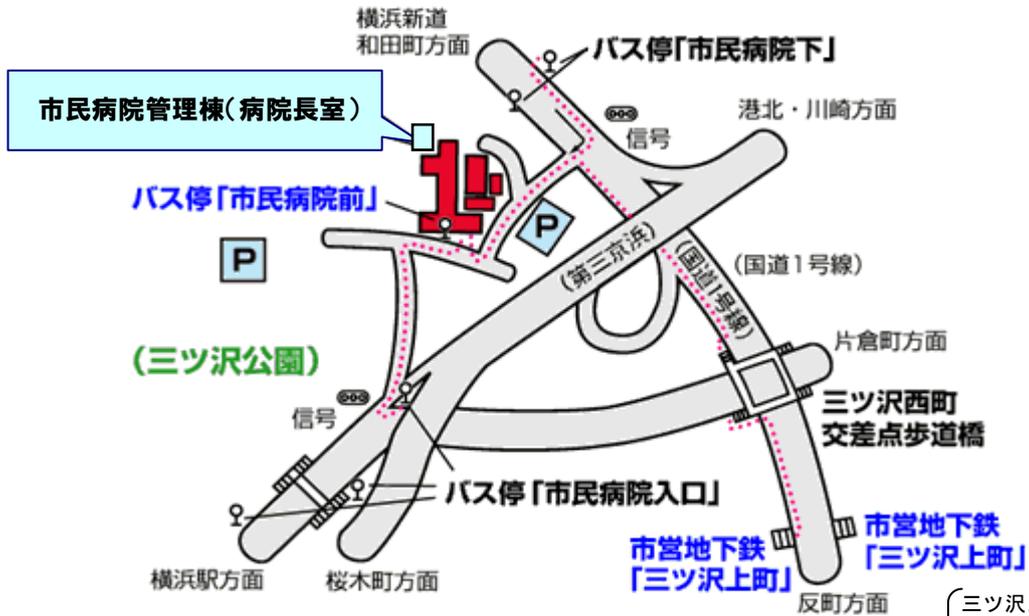
●VDT関係健康診断（法定外項目）

●B型肝炎ウイルス検査（法定外項目）

●C型肝炎ウイルス検査（法定外項目）

交通案内

「横浜駅西口」バス停（横浜駅西口地下街「ザ・ダイヤモンド」入口階段降りて左側にあるバス乗場C階段を上がり、バスターミナル6番乗り場）
 ↓
 市営バス・87 325 系統（横浜駅西口行 循環線） 所要 10～15 分程度
 「市民病院前下車」 徒歩0分



（三ツ沢上町駅から病院までは、徒歩15分程度です。）

【参考】87・325系統の横浜駅西口・バス停時刻表



↑ QRコード
 携帯電話で時刻表が
 確認できます。

| 予定時刻表 | | 交通局 (2010/10/04改正) | | |
|-------|------------------------|--------------------|----------|--|
| 行先 | 87 系統 【急行】 325系統 | | | |
| | 横浜駅西口 【急行】 松本經由横浜駅西口 行 | | | |
| 時 | 平日 | 土曜 | 休日 | |
| 5 | | | | |
| 6 | 30 45 | 30 | 30 | |
| 7 | 5 20 35 45 55 | 10 50 | 10 50 | |
| 8 | 5 20 35 50 | 30 50 | 30 50 | |
| 9 | 10 30 50 | 10 30 50 | 10 30 50 | |
| 10 | 5 20 35 50 | 10 30 50 | 10 30 50 | |
| 11 | 5 20 35 50 | 10 30 50 | 10 30 50 | |
| 12 | 5 20 35 50 | 10 30 50 | 10 30 50 | |
| 13 | 5 20 35 50 | 10 30 50 | 10 30 50 | |
| 14 | 5 20 35 50 | 10 30 50 | 10 30 50 | |
| 15 | 5 20 35 50 | 10 30 50 | 10 30 50 | |
| 16 | 5 20 35 50 | 10 30 50 | 10 30 50 | |
| 17 | 5 20 35 50 | 10 30 50 | 10 30 50 | |
| 18 | 5 20 35 50 | 10 30 50 | 10 30 50 | |
| 19 | 5 20 35 50 | 10 30 50 | 10 30 50 | |
| 20 | 5 20 35 50 | | | |
| 21 | 5 20 40 | | | |
| 22 | 0 25 | | | |